

2.(6)⑤ 介護予防支援の充実

概要	【介護予防支援】
<p>○ 介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設する。【告示改正】</p>	

単位数	<p>< 現行 > なし</p> <p>⇒</p> <p>< 改定後 > 委託連携加算 300単位／月 (新設)</p>
------------	---

算定要件等	<p>○ 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する委託先の居宅介護支援事業所が変更となった場合でも、算定要件を満たせば加算を算定できる。</p> <p>※ 当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう求める。</p>
--------------	---

